

令和7年度 川根本町生涯学習講座開設基準

1 生涯学習講座の開設

川根本町教育委員会社会教育課文化会館（以下「事務局」）は、町民に対し広く生涯学習の機会を創出し、かつ、地域の生涯学習活動の発展を促すため、当講座を開設する。

2 講師の募集

- (1) 事務局は生涯学習講座における講師を昨年度応募いただいた方への個別郵送、回覧文書や町ホームページで募集を行う。
- (2) 講師は、原則として18歳以上の個人を対象とする。
- (3) 講師を希望する者は、講師募集チラシに講座の内容、連絡先を記載のうえ、郵送または窓口にて事務局に提出するものとする。
- (4) 事務局は、応募のあった講座について、運営の可否を判断のうえ、講師を希望する者に回答する。

3 講座の開設

- (1) 事務局は、講座の開設及び募集に際し、講座の運営について説明を行い、理解を得ること。
- (2) 講座開設期間は、令和7年8月1日から令和8年1月31日までとする。
ただし、期間内に開設が困難な場合は事務局と協議すること。
- (3) 講座の開講回数は3回以上最大5回までとするが事務局に協議し、許可を得ている場合はその限りではない。
- (4) 講座の開講時間は、午前9時00分から午後9時00分までの内1時間以上とする。なお、本項で示す時間以外に講座を開講したい場合は事前に事務局に申請し、許可を得ること。
- (5) 会場は原則、川根本町文化会館、山村開発センターとし、講師は希望日が確定次第、事務局と連絡を取り、会場を確保すること。
- (6) 屋外で実施する講座及びスポーツに関する講座については、受講者・講師とも講師の責任において保険に加入し、開講前に保険の票の写しを事務局に提出する。
- (7) 屋外の活動がある講座で、事務局が安全上補助員を必要と認めた場合、1回あたり1名の補助員を配置できるものとする。
- (8) 講座に必要な資料等は講師が用意をする。
なお、資料の増刷については、講義開講1営業日前までは、必要に応じて事務局が協力してもよい。ただし、輸送費用等については負担しない。
- (9) 講座開設の内容により募集定員を設ける。
- (10) 持ち物及び必要経費、保険料については募集において告知する。
- (11) 事務局は1講座1回につき講師に謝金を支払う。
- (12) 事務局は講師を通じて受講生から受講料として1講座につき1,000円徴収する。

なお、開講後に講座が中止になっても受講料の返還は行わない。

- (13) 事務局は、講座の開設について1講師当たり複数講座の開設を制限しないが原則として同一講座を複数開設することを認めない。

4 注意事項

- (1) 屋外講座及びスポーツ講座に関する保険の手続き、保険料の集金、支払いについては講師が行う。
- (2) 補助員の配置にあつては、講師は受講生募集前に補助員配置申請書を事務局に提出し、その長の許可を受けなければならない。
- (3) 受講者が5名に満たない場合は開講しない。
- (4) 講座において音楽を使用する場合は、事前に使用する音楽を事務局に通知する。
- (5) 講師は、事務局と密に連絡を取る必要があるため、必ず連絡先を事務局に報告するものとする。
- (6) 講座開講に伴う諸手続きに非協力(マイナンバー提示拒否、保険加入拒否等)の場合、講座の開講を認めない。
- (7) 臨時休館などによって講座開講ができないと事務局が判断した場合は中止とする。
なお、講座の中止までに要した費用について事務局の費用補填等を行わない。

5 会場

- (1) 会場は原則、川根本町文化会館、山村開発センターとするが、講師の責務において別会場を手配する場合はこの限りではない。
- (2) 上記2館以外で使用申請が必要な会場は、講師が手続きを行う。
- (3) 使用料が必要な会場で講座を開設する場合は、講師及び受講者が負担する。
- (4) 施錠等の会場管理は講師が責任をもって行う。
- (5) 文化会館・山村開発センター以外の会場を使用する場合、町有施設であったとしても、講師が責任をもって管理者への予約手続き等を行うものとする。

6 講師謝金

- (1) 講座の講師謝金として1講座1回につき6,500円とし、支払額から源泉徴収する。
- (2) 同じ講座を同日に複数回開講した場合でも講師謝金は6,500円とする。
- (3) 屋外の活動がある講座で、安全上補助員が必要と認めた場合、1回あたり1名の補助員を配置できるものとし、補助員の謝金は1回あたり3,250円とし、支払額より源泉徴収する。なお、その補助員が講師と同等でなければ、講座の運営に問題が生ずると事務局が認めた場合は、補助員に講師と同程度の謝金を支払うことができる。
- (4) 平成28年1月のマイナンバー制度導入に伴い、源泉徴収に伴う個人番号記載が義務付けられたため、開講決定時に開講条件として講座開講2週間前までに個人番号を取得する。ただし、すでに取得済みであることが確認された場合は必要ない。

7 受講者募集

- (1) 事務局は講師と協議のうえ講義内容、日時、会場、募集期間、募集定員持ち物、必要経費、受講料を明記のうえ、開設要綱（受講生募集チラシ）を町民に広報し、受講生を募る。
- (2) 受講希望者は複数の講座を受講することができる。
- (3) 受講申込は、希望者本人が事務局に直接申し込む。
事務局は、電話及び窓口対応等にて、応募者の氏名、住所、連絡先、性別を確認のうえ、応募を受け付けるものとする。
休館日などの事務局の営業時間外の申し込みを受け付けない。
- (4) 募集締め切り後の申込については原則認めない。
- (5) 申込は先着順とし、定員になり次第締め切りとする。
- (6) 募集締め切りは開講から2週間以上前とし、開講通知前の事務手続きに無理のないように行うものとする。
- (7) 申込講座が中止となった場合、それまでに要した受講料や必要経費などは受講者負担とし、事務局による受講料の返還や補填等を行わない。

8 生涯学習講座の運営

- (1) 講座会場準備・片付け、講座の進行、内容等については講師が責任をもって行う。
- (2) 受講料の徴収については、講師が行い、徴収した受講料については遅滞なく事務局に提出するものとする。
- (3) その他受講生に対し、事前準備が必要なことや直前の日程変更等は、講師が責任もって行い、遅滞なく事務局に報告する。
- (4) 講座開講時は必ず参加者の氏名・住所・連絡先を控え、講座終了後速やかに事務局に提出すること。